

くろまぐろ部会における漁獲可能量の配分方針に係る
議論の進め方

平成 30 年 8 月 7 日策定
令和元年 8 月 20 日一部改正

1. 審議事項

くろまぐろ部会では、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく、くろまぐろの漁獲可能量の第 5 管理期間以降の配分のあり方について、調査審議する。

2. 議論の進め方

- (1) WCPFC 基準年（2002-2004 年）をベースに直近の漁獲実績も加味した第 4 管理期間の小型魚及び大型魚の配分の考え方を紹介する。
- (2) 現状の配分の考え方の中で、見直すべき事項や追加する要素があるか、参考人からのヒアリングなども踏まえ検討する。
- (3) 部会委員での総合討論を行い、第 5 管理期間以降の配分についての考え方をまとめる。
- (4) WCPFC の管理措置の変更等により（3）でまとめられた考え方に変更が必要と部会長が認める場合は、（3）に基づき部会委員で総合討論を行い、これを変更する。